

掛川市立西山口小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、西山口小学校としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大限に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめの根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を、定期的にふり返り、改善を加えていくようにする。

2 いじめ根絶のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

(2) 学校が実施する取組

学校は、「いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処」の3観点から、以下の内容に取り組む。

① 教職員自らが取り組む内容

○校内指導体制の確立

- 「学校いじめ問題対策連絡協議会」の設置 及び 校内組織の整備
- 教育相談に関する（しやすい 校内外適切な該当機関がわかる）校内研修の実施
- 気軽に話し合える職場の雰囲気づくり（情報の共有の場にも活用）

○教職員の指導力の向上（研修）

- いじめ防止についての研修
- ・【付属資料1：教師が見逃してはならない「子どものサイン」】等の活用

- 人権担当者研修、生徒指導研修や情報担当者研修の報告による研修
- 人間尊重の立場に立った言葉遣いや挨拶の励行の推進（教職員が児童の手本となる。）

○取組の点検・評価

- 学校評価（7月・12月）、ハートチェック（2ヶ月に1回）による点検・評価の実施
・【付属資料2：いじめ問題への取組確認チェックポイント】等の活用
- 点検・評価をもとにした次年度の取組の検討・改善

② 地域や保護者と取り組む内容

○学校の基本方針の周知

- PTA総会や保護者懇談会の場や学校・学年だより・ホームページ等による積極的な広報活動

○家庭や地域の関係団体との連携強化

- 家庭やPTA、西山口小学校教育後援会西山口地区まちづくり協議会（区長会・地域生涯学習センター・地区福祉協議会）とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策の推進
- PTAの活動テーマを「親子のふれあいを深めよう」と設定し、年間を通じて、様々な親子のふれあいを深める取組の実施
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活での悩みを把握し、いじめの未然防止に努め、家庭と学校が協力して解決することで保護者との信頼を高める取組の実施

③ 児童の成長のため取り組む内容

○人間尊重の意識・生命尊重の態度・自己指導能力（自己判断力）の育成

- 人間尊重・生命尊重・人権意識に立脚した道德教育の充実
- 苦手なこと、努力を要することから逃げず、乗り越えよう・挑戦しようとする立ち向かう心の育成

○互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

- 共に学び合う学習集団・いじめを許さない学級集団の育成（支持的学級集団の育成）

○主体的な参加による児童活動の促進

- 異学年交流活動を通して、高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対する憧れの気持ちの育成
- 登校リーダー・通学区リーダーの育成
- 地域活動や地域での生涯学習活動への参加促進

○ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（情報モラル教育）

- 6年間を通じて計画的な「情報モラル指導」の実施
- 5年生及びその保護者への「情報モラル講座」の実施

3 早期発見の在り方と取組 ～起こる前の手立てを最優先に～

子どもをよく見る 子ども言葉をよく聞く 子どものことを知ろうと努める

- ◎人間関係づくりプログラムを実施する。
- ◎名前は「さん」づけで呼ぶ。
- ◎「あったか言葉・ちくちく言葉を知ろう（学活）」の実施をする。
- ◎「学校評価アンケート」による児童の意識調査をする。
- ◎ 2ヶ月に1回ハートチェックを行う。

4 いじめに対する具体的な措置 ～早期かつ即時対応&組織的対応～

＜次ページ参照＞

◆参考：岡山県総合教育センターだより（平成26年度第4号）

